どの障害者も同じ制度のもと地域で自立した生活を

4月から障害者自立支援法がはじまります

現在、障害者は3つの種類に分けられ、障害の種類や年齢に応じて受けられる福祉サービスの内容などが決められています。障害者自立支援法の成立により、どの障害の人も共通の福祉サービスが地域で受けられるようになります。

＊障害者の福祉サービスを一元化します

サービス提供主体を市に一元化。障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供します。

＊障害者がもっと働ける社会にします

一般就労に移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業などで働けるように福祉の面から支援します。

＊地域の限られた社会資源を活用できるように規制緩和します

市が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるように、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和します。

＊手続きや基準を透明化・明確化します。

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるように、利用に関する手続きや基準を透明化・明確化します。

＊サービス費用をみんなで支え合います（原則として費用の1割負担）

障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費などの実費負担や利用したサービスの量などや所得に応じた公平な利用者負担となります。（適切な経過措置が設けられます）

■詳しくは
市障害福祉課更生支援係まで
内線　225

新しいサービスのしくみ

複雑に組み合わさっていた福祉サービスがひとつになり、総合的に障害者の地域での自立した生活を支援します。

障害福祉サービス

介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

◎療養介護
◎居宅介護（ホームヘルプ）
◎重度訪問介護
◎行動援護
◎生活介護
◎児童デイサービス
◎短期入所（ショートステイ）
◎重度障害者等包括支援
◎共同生活介護（ケアホーム）
◎施設入所支援

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

◎自立訓練
◎就労移行支援
◎就労継続支援
◎共同生活援助（グループホーム）

身体障害者・知的障害者
精神障害者・障害児

※障害児の施設サービスについては 10 月より措置制度から契約制度に変わります。

自立支援医療

障害の種類や年齢により決められていた医療費のしくみが一本化されます。

補装具費の支給

補装具の購入や修理にかかる費用の原則１割を自己負担、９割を市が負担します。
※所得に応じた自己負担額の上限額を設定します。

地域生活支援事業

市が障害者を総合的に支援する体制をつくり、様々な事業を行います。

◎相談支援事業
◎コミュニケーション支援（手話通訳等）
◎日常生活用具の給付
◎移動支援事業　など

市政メモ

■文化財防火デーにあわせて防災訓練

『文化財防火デー』の1月22日、中舘の観音寺で、市や下館消防署、消防団、地元自治会などが参加し、防災訓練を実施。地域住民が見守る中、前日から降り積もった雪が残る本堂の前で、本番さながらの消火訓練などを行いました。

■講演会・男女共同参画社会をめざして

1月29日、スピカ6階の市コミュニティプラザを会場に、映画『釣りバカ日誌』などの監督として知られる栗山富夫さんを講師に迎え、講演会『男女共同参画社会をめざして』を開催しました。また併せて、小中学生を対象とした『男女共同参画社会に関する作文コンクール』の最優秀賞受賞者が、受賞作品の朗読を行いました。

■筑西幹線道路・鬼怒川新橋（仮称）起工式

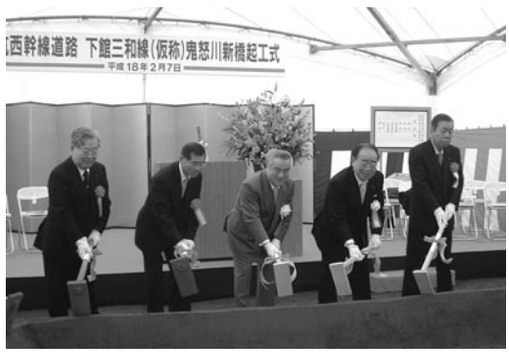

2月7日、関本中の鬼怒川河川敷で、筑西幹線道路下館三和線の鬼怒川新橋（仮称）の起工式を開催。橋本昌茨城県知事や冨山省三筑西市長など関係者約100人が参加しました。鬼怒川新橋を含む筑西幹線道路の早期整備により、広域的な交通ネットワークの強化が期待されます。

障害福祉サービスの利用のしかた

1 相談
市または相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は市に申請します。

◎相談支援事業者とは、都道府県の指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請するときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

2 申請
支給の申請を行うと、現在の生活や障害の状況についての調査（アセスメント）が行われます。

3 審査・判定
調査の結果をもとに市で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（障害程度区分）が決められます。

4 認定・通知
障害程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

◎受給者証は、サービスの支給が決まると交付されます。サービスの利用に必要な大切な情報が記載されていますので大切に扱いましょう。

5 事業者と契約
サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。サービス利用に関して支援を必要とする人は、相談支援事業者に相談してサービス利用計画を作成します。（作成費は無料です。）

6 サービス利用
サービスの利用を開始します。

サービスを利用したときの費用

サービスを利用すると、費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。残りの9割は市・県・国が負担するしくみです。

利用者負担の上限額

所得に応じて4つの区分に分けられ、負担の上限額が決められています。

区　分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	15，000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24，600円
一　般	住民税課税世帯の人	37，200円

◎同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額がこの上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され負担が軽減されます。
◎資産が一定以下の人は、個別の減免や社会福祉法人の利用者負担の軽減があります。

施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。
※ただし、施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の人は申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。